

諮 問 書

佐市福総第101号  
平成26年4月25日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事務における個人情報の目的外利用について

2 目的外利用申請者

保健福祉部 福祉総務課（臨時給付金室）

3 個人情報の所管課

【保健福祉部】福祉総務課、障がい福祉課、高齢福祉課

【市民生活部】市民生活課

4 目的外利用を行う個人情報の内容

別紙のとおり

5 目的外利用の目的

平成26年4月からの消費税率アップに対し、国は低所得者・子育て世帯対策並びに消費の下支えを図る観点から、平成26年度住民税非課税者に対する「臨時福祉給付金」、並びに中学生以下の児童を擁する子育て世帯に対する「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を行うこととした。実施主体は市区町村と定められ、支給実施に対する経費は全額国費で賄われる。

実施については、支給要件の複雑さや、受給中の年金・手当による加算措置の設定、施設入所者にかかる住民票住所地以外での支給実施や2つの給付金間での支払い優先ルール等、正確な支給を行うために短期間に多くの事前準備及び審査を行わなければなら

ないこととなっている。

加算措置の確実な実施による申請者利益の確保、施設入所者情報の適切な提供による入所者本人の利益の保護、個人・世帯の特定による審査手続きの簡素化・迅速化を実現するために、4に掲げる個人情報を用いる必要がある。

6 目的外利用の期間

答申日から平成27年3月31日まで

7 添付資料

- (1) 制度概要
- (2) スケジュール
- (3) 申請書(案)

目的外利用を行う個人情報内容 ※【臨】：臨時福祉給付金【子】：子育て世帯臨時特例給付金

項目	情報の取扱についての厚生労働省からの事務連絡	利用情報	情報保有課	利用目的
① 加算措置関係	<p>右記加算対象者の個人情報の取扱いについては、当該市町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続きを踏む。例えば、個人情報の目的外的利用、他機関への提供については各地方公共団体の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うことになる。</p> <p>(平成 25 年 12 月 16 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」)</p>	<p>○児童扶養手当の受給者について 平成26年1月分の児童扶養手当の受給者にかかる、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号に関する情報</p> <p>○障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の受給者について 平成26年1月分の上記4手当の受給者にかかる、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号に関する情報</p>	福祉総務課 (母子福祉係)	【臨】 手当受給者に対する加算措置実施の根拠として用いる
② 外国人関係	<p>国内で生活している者は、国籍に関係なく消費税率の引き上げの影響を受けるため、基準日（平成26年1月1日）時点で住民基本台帳に記録されている者であって、かつ給付金の支給が決定される日において、中長期在留者等である者（住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者）は、支給対象者に含まれません。</p> <p>(平成26年2月27日版 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）Q&amp;A p.10)</p>	<p>外国人にかかる住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる在留期間の満了の日</p>	市民生活課	【臨】、【子】 支給申請から支給決定までに在留期間の満了日が到来（支給資格が消滅）していないかの確認

③	個人番号	<p>※厚生労働省からの特段の指示なし</p> <p>約5万通前後の申請が予測される中、申請書に個人番号を刷り込み、パンチ入力対象項目とするこ とで、申請者と住民基本台帳登載者との確実な照 合を確実かつ速やかに行いたい。</p>	申請者及び申請者世帯内の支給対象者 にかかると個人番号	市民生活課	【臨】申請者 と住民基本台 帳登載者との 照合に用いる
④	世帯番号	<p>※厚生労働省からの特段の指示なし</p> <p>約5万通前後の申請が予測される中、提出された 申請書情報を確実かつ速やかにシステムへ受付登 録を行うため、世帯番号をバーコード化して申請 書内に付記し、バーコードを読み取らせることで 瞬時に登録を行い、手続きを大幅に簡素化した い。</p>	申請者世帯の世帯番号	市民生活課	【臨】申請書 受付登録のキ ーとして用い る
⑤	障害者施設入所等 児童（住民票が保 護者と一緒になっ ている場合）	<p>右記リストを作成する場合の施設入所等児童の個 人情報の取扱いについては、措置権者等である都 道府県等は、一般的な個人情報取扱いに応じ必 要となる手続きを踏む。例えば、個人情報目的 外の利用、他機関への提供について各地方公共団 体の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求 している場合には、当該手続を行うことになる。 （平成26年2月14日付け厚生労働省事務連絡「児 童福祉施設入所児童等に係る臨時福祉給付金（簡 素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金事 務処理について」）</p>	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律の規定によ り同法に規定する介護給付費等の支給 を受けて又は身体障害者福祉法若しく は知的障害者福祉法の規定により入所 措置が採られて、障害者支援施設（障 害者総合支援法に規定する障害者支援 施設をいう。）又はのぞみ園（独立行政 法人国立重度知的障害者総合施設のぞ み園が設置する施設をいう。）に入所し ている児童について、</p>	障がい福祉課	【臨】生計を 一としていな い代理申請者 に給付金が支 給されること がないように するための措 置を行う

			基準日(平成26年1月1日)時点で施設入所等している児童の情報 平成26年1月2日以降に施設入所した児童についての基準日時点の施設入所等児童の情報(随時) 氏名及びカナ氏名、性別、住所、生年月日、入所年月日、退所年月日、個人番号			
⑥	高齢者等の措置入所	同上	措置入所等障害者及び高齢者 基準日以降に入所措置がとられた措置入所等障害者及び高齢者で、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、入所年月日、退所年月日、個人番号	障がい福祉課 高齢福祉課	【臨】加害者である家族等に給付金を支払いよう措置を行う	
⑦	児童手当関係	児童手当の受給者等に関する情報を子育て臨時給付金支給業務のために利用すること及び当該情報を子育て臨時給付金担当課に提供することについては、当該市町村の一般的な個人情報の取扱いに 応じ必要となる手続を行うこととなる。例えば、個人情報の目的外的利用及び他機関への提供について当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる  (平成25年12月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て世帯に対する臨時特例給付措置	○平成26年1月分(平成26年1月1日に出生又は入国した児童の児童手当(特例給付を含む。以下同じ。))については平成26年2月分の児童手当受給者及び支給対象児童について、受給者番号、個人番号、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、配偶者の有無、口座情報、申請/認定年月日、支給開始年月日、差止/差止解除年月日及び理由、消滅年月日及び理由、特例給付実施状況、手当支払履歴、その他備考情報	福祉総務課 (母子福祉係)	【子】申請資格照会等に対する資格状況確認のため、児童手当受給者台帳画面を閲覧する  【子】子育て世帯臨時特例給付金申請書に左記情報を	

		支給業務室発事務連絡「子育て世帯臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供」)	○平成26年2月分以降にDVを理由とする児童手当の受給者変更を経て児童手当の受給資格が消滅した者及び新たに受給するに至った者並びにそれらの支給対象児童について、個人番号、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別及び住所、同居及び別居の別、支給口座、電話連絡先		予め記載し、申請書作成時のミスを縮減すると共に、申請者側の負担を軽減する。
⑧	臨時福祉給付金関係	子育て臨時給付金支給業務において、臨時福祉給付金の受給者に関する情報を利用する場合は臨時福祉給付金支給業務において子育て臨時給付金の受給者に関する情報を利用する場合には、利用する市町村の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。例えば、個人情報目的外の利用及び他機関への提供について当該市町村の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うこととなる。 (平成25年12月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室発事務連絡)。	○臨時福祉給付金の受給者について個人番号、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所、電話連絡先、支給額、受取人、振込日、振込口座	福祉総務課 (臨時給付金室)	【臨】、【子】併給防止のため
⑨	子育て世帯臨時特例給付金関係	同上	○子育て世帯臨時特例給付金の受給者及び対象児童等について氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所、電話連絡先、支給額、振込日、振込口座	福祉総務課 (臨時給付金室)	【臨】、【子】併給防止のため

※他にも以下の個人情報等を利用するが、いずれも目的な利用、若しくは本人の同意を得て用いる。

項目	情報の取扱についての厚生労働省からの事務連絡等	利用情報	情報保有課	利用目的
(1) 住民基本台帳関係	各市町村の個人情報保護条例に規定に関わらず臨時福祉給付金担当課に提供することは住民基本台帳法第1条により可能である、と記載。 (平成25年11月21日 簡素な給付措置支給業務に関する全国説明会資料 p.17) ※本市個人情報保護条例8条においても同様。	○平成26年1月1日時点の住民基本台帳のデータ 世帯ごとに、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所及び続柄に関する情報	市民生活課	【臨】、【子】 H26.1.1時点での住民票の有無の確認 その他
(2) 生活保護受給者等関係	生活保護及び支給給付の業務を適正に実施するため必要であることから、本来業務の範囲内と考えられ、市町村の個人情報の取り扱いに関する手続きは必要ないものとされている。  (平成25年12月16日厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」)	○平成26年1月1日時点の生活保護受給者、中国残留邦人等に対する支援給付の受給者のデータ ①被保護者(基準日時点で保護が停止されている者を除く) ア:基準日時点被保護者氏名及びカナ氏名、生年月日、性別及び住所 イ:平成26年1月2日～3月31日までに保護が廃止または停止となった者について、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別及び住所 ②支援給付の受給者 ア:基準日時点の支援給付の受給者(基準日時点で支援給付の支給が停止されている者を除く。)について、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別及び住所	生活福祉課	【臨】、【子】 支給対象外である被保護者に誤って申請書を送致しない 処理を行う

			<p>イ：平成26年1月2日から3月31日までに、支援給付が廃止又は停止となった者について、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別及び住所</p>	市民税課	<p>【臨】平成26年度市県民税が非課税であるか、課税者の被扶養者でないか又は事業専従者でないかの確認</p>
(3)	市町村民税関係	<p>(申請書で、申請者(及びその扶養者)からの、今回の給付事務のために当該申請者(及びその扶養者)の税情報を市町村が利用することの同意を得ること(前提で)、申請者及びその扶養者の平成26年度分の市町村民税(均等割)の課税状況について、課税台帳で確認できるようにする(税務部局以外の職員が確認を行う場合には、同意を得ていない者の税務情報を閲覧できないようにするなど、地方税法上の守秘義務違反の問題が生じないよう適切な措置を講ずる。))。</p> <p>(平成25年11月21日全国説明会資料：厚生労働省簡素な給付措置支給業務室)</p>	<p>○申請書にて同意を得た者にかかる平成26年度分市民税の課税データ及び所得データ</p> <p>課税の有無、扶養者、被扶養者の有無のデータ</p> <p>氏名及びカナ氏名、生年月日、住所、扶養者及び被扶養者名</p> <p>各種所得の種類及び額、各種控除の種類及び額</p>		<p>【子】平成25年分所得が所得制限を越えていないかの確認</p>
(4)	DV被害者(諸事情により住民票を移すことができない場合)	<p>DV被害者に係る支給事務を行う上では、配偶者からの暴力に係る個人情報に関係行政機関内で共有することとなる。こうした取扱については、給付金の支給事務の適切な範囲内と考えられるが、各都道府県および市町村における個人情報保護条例との関係に留意願いたい。また、対象となっている申出者の</p>	<p>基準日(平成26年1月1日)時点で保護命令が出ている等の一定の要件を満たしているDV被害者の情報</p> <p>事前に子ども家庭課を通じて対象者へ情報提供を行い、本人同意を得た上で情</p>	子ども家庭課	<p>【臨】DV被害者に給付金を支給しないための措置を施すため</p>

		<p>個人情報内容にかんがみ、情報の取り扱いについては特に厳重な管理が求められることから、送付時や管理上の取り扱いには留意願いたい。</p> <p>(平成 26 年 1 月 10 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室発事務連絡)</p>	<p>報を取り扱うこととしている。</p> <p>本人及び同伴者の氏名及びカナ氏名、生年月日、住所(居住地住所、住民登録住所)、電話番号</p>		
(5)	母子生活支援施設 設入所児童等	<p>右記リストを作成する場合の施設入所等児童の個人情報取扱いについては、措置権者等である都道府県等は、一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を踏む。例えば、個人情報の目的外的利用、他機関への提供について各地方公共団体の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行うことになる。</p> <p>(平成 26 年 2 月 14 日付け厚生労働省事務連絡「児童福祉施設入所児童等に係る臨時福祉給付金(簡素な給付措置)及び子育て世帯臨時特例給付金事務処理について」)</p>	<p>○児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等について 該要件が極めて稀な設定(児童のみで母子生活支援施設への入所、通常あり得ない)であり、現時点で該当者無し。 該当事が発生した場合、本人同意を得た上で情報を取り扱うこととしている。</p> <p>本人の氏名及びカナ氏名、生年月日、住所(居住地住所、住民登録住所)、電話番号</p>	<p>こども家庭課</p>	<p>【臨】児童を監護していない者に給付金を支給しないための措置を施すため</p>
(6)	加算措置関係	<p>高齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者に関する情報については、日本年金機構から市町村に提供することとしている。</p> <p>(平成 25 年 12 月 16 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」)</p>	<p>○高齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等に関するデータ</p>	<p>日本年金機構</p>	<p>【臨】手当受給者に対する加算措置の実施の根拠として用いる</p>

<p>市町村の児童扶養手当等担当課は、管内の平成26年1月分の児童扶養手当等の受給者について、氏名、生年月日、性別及び住所に関する情報のリストを作成し、当該市町村の臨時福祉給付金担当課に提供する。</p> <p>(平成25年12月16日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」)</p> <p>佐賀県庁に確認したところ、県内で該当者：1名。かつ基準日時点で県外に転出しており、該当者無し。極めて対象者が少ないことから、個別に対象者に同意を取った上で個人情報を取り扱うこととする。</p>	<p>○予防接種健康被害救済給付金の受給者について 平成26年1月分の手当受給者にかか る、氏名及びカナ氏名、生年月日、住所 に関する情報</p>	<p>健康づくり 課</p>
<p>平成25年12月16日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」において、厚生労働省から提供されることとされている。</p>	<p>○毒ガス障害者対策手当、新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金、医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付又は生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付について 平成26年1月分の手当受給者にかか る、氏名及びカナ氏名、生年月日、住所 に関する情報</p>	<p>厚生労働省 ※医薬品副作 用被害救済制 度及び生物由 来製品感染等 被害救済制度 については、医 薬品医療機器 総合機構から 厚生省に情報 が提供される</p>

	<p>平成 25 年 12 月 16 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」において、国家公務員共済組合から提供されることとされている。</p>	<p>○ガス障害者対策手当について 平成 26 年 1 月分の手当受給者にかか る、氏名及びカナ氏名、生年月日、住所 に関する情報</p>	<p>国家公務員 共済組合</p>	
	<p>平成 25 年 12 月 16 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡「臨時福祉給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について」において、都道府県から提供されることとされている。</p>	<p>○原爆被爆者諸手当について 平成 26 年 1 月分の手当受給者にかか る、氏名及びカナ氏名、生年月日、住所 に関する情報</p>	<p>都道府県</p>	

## 「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」制度概要

本市では、消費税率の引き上げ対策として、国の補助事業を活用し、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を予定しています。

### 【臨時福祉給付金とは】

#### ○対象者

原則、基準日（平成26年1月1日）に佐賀市に住民登録のある方で平成26年度市県民税が非課税の方。ただし次の方を除きます。

- ・市県民税が課税されている方の被扶養者、事業専従者
- ・基準日において生活保護制度内で対応される被保護者等。

#### ○支給額

- ・対象者一人につき1万円。1回のみのお支給
- ※各種年金・福祉手当等の受給者等には1人につき5千円加算

#### ○申請書発出時期

- ・市県民税非課税者に対し、市民税課から平成26年6月20日頃を目処に発出予定

#### ○申請受付期間

- ・申請書発出の日から平成26年9月30日まで

#### ○受付会場

- ・原則、郵送による受付 ※申請様式に切手不要の返信用封筒を同封
- ・別途、市役所本庁3階 3-1会議室に受付会場を設置（8時30分から17時、火曜日のみ19時まで。7月27日までの日曜：9時から16時まで）
- ・7支所：8時30分から17時まで、保健福祉課にて受付（平日のみ）

### 【子育て世帯臨時特例給付金とは】

#### ○対象者

原則、基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当受給者（特例給付も含む）であって、平成26年度（平成25年中）の所得が児童手当の所得制限に満たない方。ただし対象児童が以下に該当する方を除きます。

- ・対象児童が臨時福祉給付金の対象者
- ・対象児童が基準日において生活保護制度内で対応される被保護者等

#### ○支給額

- ・対象児童1人につき1万円。1回のみのお支給

#### ○申請書発出時期

- ・平成26年1月分児童手当受給者に対し、福祉総務課から平成26年6月10日頃を目処に発出予定

#### ○申請受付期間

- ・申請書発出の日から平成26年9月30日まで

#### ○受付会場

- ・原則、郵送による受付 ※申請様式に切手不要の返信用封筒を同封
- ・別途、市役所本庁内に受付会場を設置
  - 1階 1-1会議室：8時30分から17時、火曜日のみ19時まで
  - 3階 3-1会議室：7月27日までの日曜：9時から16時まで  
7月28日以降：8時30分から17時、火曜日のみ19時まで
- ・7支所：8時30分から17時まで、保健福祉課にて受付（平日のみ）



この申請書について、行っていただくのは、**赤枠**で囲んだ部分  
 ①申請(受給)者様の電話番号記入、押印、加算措置の有無  
 ②世帯員様の同意に関する意思表示、押印、加算措置の有無  
 ③支給申請額、申請(受給)者様の振込先口座の記入  
 ④身分証明、加算措置の根拠、振込口座を確認できる資料の写しの貼り付け  
 のみです(③、④は裏面)。以下の説明に従い申請書を作成し、同封の返信用封筒で返送ください。

〒 840-8501  
佐賀市栄町1番1号 さがんハイツ111号室  
佐賀 一郎 様

この申請書は、世帯主の方が、世帯を代表し、世帯全員分の臨時福祉給付金をまとめて申請・受給する場合にご利用いただくものです。

様式第1号(第6条関係)

加算措置については、一番下の欄「給付金の加算措置について」をご覧ください

〔世帯用〕 佐賀市臨時福祉給付金 支給申請書

佐賀市長 秀島 敏行様  
 私は、私及び世帯員が以下の誓約・同意事項を遵守することを約束し、世帯を代表して、臨時福祉給付金の支給を申請します。  
 (1) 平成26年度分の市県民税の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。  
 (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。  
 (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
 (4) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、12月26日までに、市が申請・受給者(代理人を含む。)に連絡・確認できない場合には、市は当該申請を取り下げられたものとみなします。  
 (5) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市県民税が課税されている事や、課税者の扶養親族等であること等支給要件に該当しない事が判明した場合、給付金を返還します。また、加算措置のみ支給要件に該当しない事が判明した場合には、加算額を返還します。

①「電話番号」、  
「加算の有無」欄に記入し、**㊟**のところには**はんこ**を押してください。  
※ゴム印(シャチハタ)不可  
※外国人の方は、はんこの代わりに、**㊟**のところサインをしていただいても構いません

1. 申請(受給)者 ※外国人の方の場合、押印の代わりに署名することができます。㊟の部分に署名してください。

現住所	佐賀市栄町1番1号 さがんハイツ111号室	平成26年1月1日現在の住所	佐賀市多布施五丁目1番1号	加算の有無	対象番号
電話番号	090 - 999 - 9999			有・無	㊟
申請者(フリガナ)	サガ イチロウ	生年月日	昭和 14年 2月 12日	性別	男
申請者(氏名)	佐賀 一郎				

②世帯主の方が世帯員の方に支給される給付金を代表して受け取ることに同意される方。

2. 上記1.の申請(受給)者が世帯主である世帯の世帯員である支給対象者  
 1.の申請(受給)者が世帯内の世帯員を代表して給付金の申請(受給)を行うことに同意される世帯員の方は、以下の同意確認欄にチェックの上、ご自身の名前欄に捺印(外国人の方はサインで可)を行ってください。

給付金をご自身で受け取りたい方。

申請(受給)者が代表して申請し給付金を受け取ることにつき			性別	生年月日	加算措置	対象番号	
同意する	同意しない	自分は受給資格がない	氏名	性別	生年月日	加算の有無	対象番号
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サガ カズコ	女	昭和 16年 3月 18日	有・無	㊟
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	佐賀 一子	女	昭和 16年 3月 18日	有・無	㊟
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	サガ ジロウ	男	昭和 43年 1月 15日	有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	佐賀 次郎	男	昭和 43年 1月 15日	有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	サガ ミヅコ	女	昭和 48年 3月 28日	有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	佐賀 三子	女	昭和 48年 3月 28日	有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				有・無	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				有・無	

受給資格がない方(住民税課税者の被扶養者等)、受給を辞退される方。

いずれか該当する欄にチェックをしてください

世帯員の方の**はんこ**は、世帯主が給付金を代表して受け取ることを同意した場合のみ押印してください。  
 ※外国人の方は、はんこの代わりに、**㊟**のところサインをしていただいても構いません

〔佐賀市使用欄〕 シリアルNo.

バーコードは、申請書の受付を管理する番号として用います



裏面へ進む

給付金の加算措置について

所定の年金・手当を受給されている方については、5千円の加算措置が行われ、合計1万5千円の給付金が支給されます。加算措置の対象となる年金・手当等については、同封の「臨時福祉給付金の加算対象者一覧」をご確認下さい。

# 記載例

## ③申請申請額の記入

支給対象者数、5千円の加算対象者数、支給申請額を記入してください。

### 3. 支給申請額

A 支給対象者	2人	×	1万円	+	B 加算措置対象者	2人	×	5千円	=	C 支給申請額	30,000円
---------	----	---	-----	---	-----------	----	---	-----	---	---------	---------

※1.の申請・受給者と2.の支給対象者の合計 ※Aのうちで加算措置対象者の合計

### 4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(口)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 指定の金融機関口座(1.の申請・受給者の口座に限りです。)への振込を希望

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
佐賀	市役所内	1普通	99999999	サガ イチロウ
	店番号 530	2当座		佐賀 一郎

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、記載要領に従って正確にご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

B 現金による支給を希望  
(金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方に限ります。お支払いは市役所本庁にて9月下旬頃を予定しています。)

本人確認・加算措置対象となる年金等の支給を確認する書類の写し貼り付け欄  
※写しがA4サイズであれば貼り付けでなく添付でも構いません。

#### 『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等。詳しくは記載例をご覧ください)  
※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。  
※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要(ほとんどの方は添付して頂く必要はありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類(記載例に示した加算措置対象番号)の①の一部、⑨、⑩に該当する方

【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)~(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に旭市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2)日本年金機構に住居票の住所ではなく旭市区町村の住所を住所として登録している方	
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の額定請求を遅れた方又は手続中の方)	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し

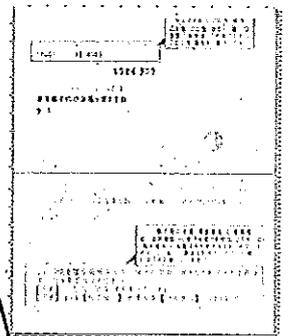
【⑨ガス障害者対策手当】全ての受給者：医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し

【⑩副作用救済給付又は感染救済給付】全ての受給者：振込通知書の写し

### 振込先金融機関口座確認書類の写し貼り付け欄

#### 『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し  
※通帳は表紙をめくった次のページの写し(右図の例を参照)を貼り付けてください。表紙ではカナ氏名が分からずお振込みできません。  
特に、ゆうちょ銀行(郵便貯金)の通帳は、右図のように写しを取らないと、支店名や正式な口座番号が一切分かりません。金融機関情報が確実に把握できる写しの添付にご協力ください。



③申請(受給)者様の振込先口座の記入  
原則として申請者様の銀行口座にお振込みします。口座振込を希望する際は、「A」にチェックをしてください。  
どうしても現金でしか受け取れない場合のみ、「B」にチェックしてください。

④身分証明の写しの貼り付け  
写し1つで可:  
公的機関が発行した顔写真付き証明書  
・運転免許証  
・顔写真付き住民基本台帳カード  
・パスポート  
・身体障害者手帳  
・在留カード  
・外国人登録証  
・公立学校学生証など

写しが2つ必要:  
・健康保険証  
・年金手帳  
・年金証書  
・介護保険証  
・顔写真のない住民基本台帳カードなど、公的機関が発行する顔写真のない証明書等

上記写しの入手ができない場合はご相談ください。

④加算措置の根拠の貼り付け  
ほとんどの方は貼り付けの必要がありません。  
年金受給者で住民票上の住所地以外で年金を受け取っている方や、今年の1月2日以降転出した方等、特定の手当受給者の方のみ写しを貼り付けてください。

④振込口座を確認できる資料の写しの貼り付け: 必須  
金融機関名、本支店名、口座番号、口座の種類、口座名義(カナ氏名)が分からないと、振込が大変遅くなってしまいます。15できるだけ、通帳の表紙をめくったページの写しを貼り付けてください。

添付資料(3)  
申請書記載例(案)

- この申請書について、行っていただくのは、赤枠で囲んだ部分
- ①申請(請求)者様の押印
  - ②児童手当振込口座への振込同意(同意しない場合は⑥へ)
  - ③対象児童の続柄、同居別居の別、扶養親族等に該当するしないの記載
  - ④対象児童が申請者の扶養親族等に該当しない場合に児童を扶養している方について記載
  - ⑤児童手当振込口座以外の口座を指定する場合に指定口座の情報について記載
  - ⑥児童手当振込口座以外に支払希望がある場合に必要書類を添付のみです(⑥は裏面の説明に従い申請書を作成し、同封の返信用封筒で返送ください。)

① 申請者名 ⑥のところに印鑑※を押してください。  
※ゴム印(シャチハタ)不可  
※印鑑の代わりに、⑥のところにサインをしていただいても構いません

②児童手当の振込口座に振込を同意する場合は同意欄にチェックしてください。  
口座を変更する場合、口座がない場合等は裏面に記載してください

③対象児童等について  
申請者から見て子どもであれば子と記載  
申請者と住民票が別であれば別居に○

申請者と住民票が別の場合、児童の住所を記載

平成26年1月1日現在で児童と生計を一にしている方が他の世帯にいる場合は非該当に○

④児童と生計を一にしている方が他の世帯にいる場合、(非該当の○をつけた場合)その児童を扶養している方の氏名、生年月日、続柄、住所

様式第1号(第6条関係)

〒 840-8501  
佐賀市栄町1番1号 さがんハイツ111号室  
佐賀 太郎 様

この申請書は、子育て世帯臨時特例給付金を申請する場合にご利用いただくものです。  
児童手当振込口座を振込口座として選択した場合は、添付書類は不要です。

佐賀市 交付印

### 佐賀市子育て世帯臨時特例給付金 申請書(請求書)

佐賀市長 秀島 敏行 様

私は、以下の誓約・同意事項(1)から(6)に誓約・同意の上、子育て世帯臨時特例給付金の支給を申請します。

(1)子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。  
(2)子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、佐賀市が必要な税情報等(2の児童の扶養者の情報等を含みます。)の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。  
(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。  
(4)この申請書は、佐賀市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。  
(5)佐賀市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請開始日から6か月までに、佐賀市が申請・受給者に連絡・確認できない場合には、佐賀市は当該申請が取り下げられたものとみなします。  
(6)給付金の支給後、平成25年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

申請・請求者 ※押印の代わりに署名することができます。⑥の部分に署名してください。

居住所 佐賀市栄町1番1号 さがんハイツ111号室	平成25年1月1日 現在の住所 佐賀市城内1丁目1番59号
氏名 (フリガナ) サガ タロウ 佐賀 太郎	生年月日 昭和50年1月1日 性別 男
児童手当振込口座への振込を希望する場合 <input checked="" type="checkbox"/>	同意欄(□)にチェックを入れてください
振込先 金融機関 ●●銀行 ▲▲支店	口座番号 ×××※※※※
電話番号	■■■-■■■■-■■■■

2. 対象児童等(平成26年1月分の児童手当の支給対象児童 太枠の部分に記載してください。)

※同居・別居の別については平成26年1月1日時点の状況を選択してください。  
※ここの「扶養親族等」は税法上の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者です。

氏名	生年月日	続柄	同居別居の別	住所 ※同居の場合は省略可	申請者の扶養親族等に該当するか
佐賀 一郎	平成20年 4月 1日	子	同	福岡県福岡市天神一丁目8番1号	該当
佐賀 二郎	平成21年 5月 1日	子	同	福岡県福岡市天神一丁目8番1号	該当
佐賀 三郎	平成22年 6月 1日	子	別		非該当
佐賀 四郎	平成23年 7月 1日	子	別		非該当

対象児童の中に申請者の扶養親族に「非該当」の方がいる場合、その児童を扶養している方について記入してください。

(この場合、上記の申請・受給者が給付金を受給するに当たり必要となる審査のため、下記の方はそれぞれ上記の(2)(3)に誓約・同意するものとします。)

対象児童No.	氏名	生年月日	対象児童との続柄	住所(平成26年1月1日の住民票所在地)
1, 2	サガ ハナコ 佐賀 花子	明治・大正・昭和・平成 51年 2月 1日	母	福岡県福岡市天神一丁目8番1号
		明治・大正・昭和・平成		

3. 申請額・請求額

対象児童数	5人	申請額請求額 ※対象児童1人につき1万円	5万円
-------	----	-------------------------	-----

【佐賀市利用欄】フリガナ No.

バーコードは、申請書の受付を管理する番号として用います

0 000101 010106

裏面へ進む

# 記載例

⑤児童手当振込口座以外に支払い希望がある場合

振込口座の変更を希望する際は、「B」にチェックを入れ、ご指定の金融機関名等をご記入ください。※申請者の口座にし変更できません。

どうしても現金でしか受け取れない場合のみ、「C」

⑥児童手当振込口座以外に支払い希望がある場合「B」及び「C」の支払方法を希望した場合

写し1つで可：  
 公的機関が発行した  
 顔写真付き証明書  
 ・運転免許証  
 ・顔写真付き住民基本台帳カード  
 ・パスポート  
 ・身体障害者手帳  
 ・在留カード  
 ・外国人登録証  
 ・公立学校学生証  
 など

写しが2つ必要：  
 ・健康保険証  
 ・年金手帳  
 ・年金証書  
 ・介護保険証

## B 振込口座の変更を行う場合

希望する受付方法のチェック欄 (□) にチェックを入れて、必要事項を記入して下さい。

指定の金融機関口座 (受給者の口座とします。) への振込を希望

※本人確認書類、振込先金融機関口座確認書類の添付が必要です。

【受取口座記入欄】児童手当振込口座以外の口座を指定する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右起りでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
佐賀 (銀行) 5 農協 2 支店 8 通協 3 信組 7 信連連 4 信連	市役所 本・支店 本・支所 (出納所)	(普通) 2当座	9 9 9 9 9 9 9	サガ タロウ 佐賀 太郎
	店番号 5 3 0			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7桁)」(運賃見開き下部に記載) をご記入ください。  
 ※長期出入金のない口座を記入しないで下さい。

## C 金融機関口座がない等の場合

希望する受付方法のチェック欄 (□) にチェックを入れて、必要事項を記入して下さい。

現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

※現金による支給を希望する場合は本人確認書類の添付が必要です。

### 本人確認をする書類の写し貼り付け欄

(振込口座の変更を希望する場合や金融機関口座がない等の場合のみ必要)

○本人 (受給者) 確認書類 (写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等。詳しくは記載例をご覧ください)

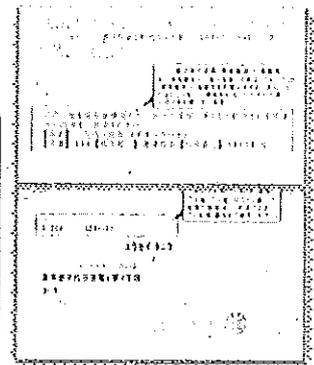
### 振込み先金融機関口座確認書類の写し貼り付け欄

(振込口座の変更を希望した場合のみ必要)

○受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人 (カナ) が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※通帳は表紙をめくった次のページの写し (右図の例を参照) を貼り付けてください。表紙ではカナ氏名が分からずお振込みができません。

特にゆうちょ銀行は (郵便貯金) の通帳は、右図のように写しをとらないと、支店名や正式な口座番号が一切分かりません。金融機関情報が確実に把握できる写しの添付にご協力ください。



⑥児童手当振込口座以外に支払い希望がある場合「B」の支払い方法を希望した場合金融機関名、本支店名、口座番号、口座の種類、口座名義(カナ氏名)が分からないと、振込が大変遅くなってしまいます。できるだけ、通帳の表紙をめくったページの写しを貼り付けてください。

様式第3号 (第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

福祉総務課長 成富 典光 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	児童扶養手当の支給事務
個人情報の内容	受給者の氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所、個人番号
利用業務名及び利用目的	(利用業務) 臨時福祉給付金支給事業 (利用目的) 加算措置対象者の判定
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ～ 平成27年 3月31日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務 (経常) <input type="checkbox"/> 継続事務 (定例) <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

福祉総務課長 成富 典光 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	子育て世帯臨時特例給付金支給事業
個人情報の内容	<p>【受給者】 受給者番号、個人番号、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、口座情報、給付金支払履歴、税法上の扶養親族等の数</p> <p>【支給対象児童】 個人番号、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、受給者との続柄、受給者との別居時住所、申請者の扶養親族等に該当するか、税法上の扶養者の氏名・生年月日・続柄・住所</p>
利用業務名及び利用目的	<p>(利用業務) 臨時福祉給付金支給事業 (利用目的) 給付金の重複支給防止</p>
該当する根拠条項	<p>佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用</p> <p>第1号に該当する場合の根拠法令等</p> <p>( )</p>
利用区分	<p><input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報</p>
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ～ 平成27年 3月31日
利用方法	<p><input type="checkbox"/> 継続事務 (経常)    <input type="checkbox"/> 継続事務 (定例)    <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務</p>

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

障がい福祉課長 牧瀬 稔子 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	1 特別児童扶養手当の支給事務 2 障害児福祉手当の支給事務 3 特別障害者手当の支給事務 4 経過的福祉手当の支給事務 5 障害者支援施設への入所措置事務 6 虐待を受けた障がい者の施設への入所措置事務
個人情報の内容	1から4 受給者の氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、住所 個人番号 5から6 対象者の氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、入所等 年月日、個人番号
利用業務名及び利用目的	1から4 (利用業務) 臨時福祉給付金支給事業 (利用目的) 加算措置対象者の判定 5から6 (利用業務) 臨時福祉給付金支給事業 (利用目的) 生計を一としていない代理申請者に給付金を支給しないようにするため
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ～ 平成27年 3月31日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務 (経常) <input type="checkbox"/> 継続事務 (定例) <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務

様式第3号 (第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

高齢福祉課長 真子 正秀 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	虐待を受けた高齢者の施設入所措置事務
個人情報の内容	対象者の氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、入所等年月日、個人番号
利用業務名及び利用目的	(利用業務) 臨時福祉給付金支給事業 (利用目的) 生計を一としていない代理申請者に給付金を支給しないようにするため
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ～ 平成27年 3月31日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務 (経常) <input type="checkbox"/> 継続事務 (定例) <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務

様式第3号 (第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

市民生活課長 大坪 博文 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳整備事務
個人情報の内容	1 世帯番号 2 個人番号 3 外国人の在留期間満了日
利用業務名及び利用目的	1 世帯番号 (利用業務) 臨時福祉給付金支給事業 (利用目的) 申請書提出時の受付時間短縮のため 2 個人番号 (利用業務) 臨時福祉給付金支給事業及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業 (利用目的) 申請書提出後の申請内容登録の時間短縮のため 3 外国人の在留期間満了日 (利用業務) 臨時福祉給付金支給事業及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業 (利用目的) 受給資格の判定
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 ----- 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ～ 平成27年 3月31日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務 (経常) <input type="checkbox"/> 継続事務 (定例) <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務

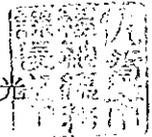
様式第3号 (第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

福祉総務課長 成富 典光 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	児童手当支給事務
個人情報の内容	<p>【受給者】 受給者番号、個人番号、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、配偶者の有無、口座情報、申請/認定年月日、支給開始年月日、差止/差止解除年月日及び理由、消滅年月日及び理由、特例給付実施状況、手当支払履歴、その他備考情報</p> <p>【支給対象児童】 個人番号、氏名及びカナ氏名、生年月日、性別、受給者との続柄、受給者との同居・生計・監護状況、別居時住所、非該当年月日及び事由</p>
利用業務名及び利用目的	<p>(利用業務) 子育て世帯臨時特例給付金支給事業 (利用目的) 受給資格判定に利用</p>
該当する根拠条項	<p>佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用</p> <p>第1号に該当する場合の根拠法令等</p> <p>( )</p>
利用区分	<p><input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報</p>
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ~ 平成27年 3月31日
利用方法	<p><input type="checkbox"/> 継続事務 (経常)    <input type="checkbox"/> 継続事務 (定例)    <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務</p>

個人情報目的外利用申請書

平成26年 4月22日

福祉総務課長 成富 典光 様

福祉総務課長 成富 典光



保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	臨時福祉給付金支給事業
個人情報の内容	受給者の個人番号、氏名及びカナ氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、口座情報、給付金支払履歴
利用業務名及び利用目的	(利用業務) 子育て世帯臨時特例給付金支給事業 (利用目的) 給付金の重複支給防止
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	佐賀市個人情報保護審査会答申後 ～ 平成27年 3月31日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務（経常） <input type="checkbox"/> 継続事務（定例） <input checked="" type="checkbox"/> 臨時事務